

阪神・淡路大震災の被災者に対する支援に関する法律案

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 特別支援金の支給（第三条―第九条）

第三章 被災高齢者世帯等生活再建支援手当の支給（第十条―第十六条）

第四章 特別援護資金の貸付け（第十七条―第二十一条）

第五章 開業・継業支援資金の貸付け（第二十二条・第二十三条）

第六章 住宅再建資金の貸付け（第二十四条・第二十五条）

第七章 補則（第二十六条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、阪神・淡路大震災の被災者に対する特別支援金の支給、被災高齢者世帯等生活再建支

援手当の支給、特別援護資金の貸付けその他被災者の生活再建を支援するための措置について規定するものとする。

(定義)

第二条 この法律において「基準日」とは、平成七年一月十七日をいう。

2 この法律において「所得の額」とは、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項第一号に掲げる市町村民税に係る同法第三百十三條第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。

3 この法律において「被災世帯」とは、阪神・淡路大震災（以下「震災」という。）によりその居住する住宅が全壊し、若しくは全焼し、又は半壊し、若しくは半焼した世帯をいう。

第二章 特別支援金の支給

(特別支援金の支給)

第三条 震災による被害を受けた市町村で政令で定めるもの（以下「被災市町村」という。）は、基準日において次の各号のいずれかに該当する世帯であつて、これに属する者の平成八年の所得の額の合計額が、

平成六年の所得の額の合計額の三分の二未満となり、かつ、合計所得限度額未満となったものの世帯主に対し、特別支援金を支給する。ただし、当該所得の減少が震災に起因するものでないことが明らかでない場合は、この限りでない。

一 被災市町村に居住していた世帯

二 被災市町村で事業を営み、又は被災市町村に所在する事業所に雇用されていた者がその生計を主として維持していた世帯（前号に該当する世帯を除く。）

2 前項の「合計所得限度額」は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において世帯に属する者が一人であるときは百五十万円、二人であるときは二百七十万円、三人であるときは四百万円、四人であるときは四百六十万円、五人以上であるときは四百六十万円にその世帯に属する者のうち四人を除いた者一人につき二十万円を加算した額とする。

（特別支援金の額）

第四条 特別支援金の額は、五十万円に施行日において当該世帯に属する者の数を乗じて得た額（当該額が二百五十万円を超えるときは、二百五十万円）とする。

(認定)

第五条 特別支援金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、被災市町村が行う。

2 前項の請求は、政令で定めるところにより、平成十年三月三十一日までに行わなければならない。

(不正利得の徴収)

第六条 偽りその他不正の行為により特別支援金の支給を受けた者があるときは、被災市町村は、その者から、支給した特別支援金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

(受給権の保護)

第七条 特別支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第八条 租税その他の公課は、特別支援金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(費用の負担)

第九条 国は、特別支援金に要する費用につき、その全部を負担する。

第三章 被災高齢者世帯等生活再建支援手当の支給

(生活再建支援手当の支給)

第十条 基準日において被災世帯が居住していた市町村（以下この章において「市町村」という。）は、基準日において次の各号のいずれかに該当し、又は震災により次の各号のいずれかに該当することとなった被災世帯（以下この章において「支給対象世帯」という。）の世帯主に対し、政令で定めるところにより、平成七年一月（震災により次の各号のいずれかに該当することとなった被災世帯にあつては、当該該当することとなった日の属する月）から平成十年十二月までの間の各月について被災高齢者世帯等生活再建支援手当（以下この章において「生活再建支援手当」という。）を支給する。

一 世帯主が六十五歳以上の者である被災世帯（以下「被災高齢者世帯」という。）のうち、これに属する者の平成七年の所得の額の合計額が三百九十万円に満たない世帯

二 次のアからキまでのいずれかに該当する者が属する被災世帯（以下「被災要援護世帯」という。）の

うち、これに属する者の平成七年の所得の額の合計額が六百九十万円に満たない世帯

ア 六十五歳以上の者であつて身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とするものとして政令で定めるもの

イ 父母のない児童（十八歳未満の者をいい、胎児を含む。以下この号において同じ。）
配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
のない父若しくは母に扶養されている児童又はこれらに準ずる児童として政令で定めるもの

ウ 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者のうち、その障害の程度が政令で定める障害の程度に該当する者

エ 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者

オ 治療方法が確立していない疾病のうち医療に係る負担が著しく大きい疾病として政令で定めるものの患者

カ 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第四条第四項に規定する被認定者のうち、その障害の程度が政令で定める障害の程度に該当する者

キ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第一条に規定する被爆者のうち、政令で定める者

2 前項の規定にかかわらず、生活再建支援手当は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める月以後の月分については支給しない。

一 支給対象世帯が被災高齢者世帯又は被災要援護世帯のいずれにも該当しなくなったとき 当該該当しなくなった日の属する月の翌月

二 支給対象世帯に属する者の平成八年の所得の額の合計額が被災高齢者世帯にあつては三百九十万円以上、被災要援護世帯にあつては六百九十万円以上であるとき 施行日の属する月の翌月

第十一条 前条第一項の規定により生活再建支援手当を受けることができる者が第三条第一項の規定により特別支援金の支給を受けることができる者である場合において、その者が、特別支援金の支給を受けたときは生活再建支援手当を支給せず、生活再建支援手当の支給を受けたときは特別支援金を支給しない。

（生活再建支援手当の額）

第十二条 生活再建支援手当の額は、一月につき、二万円（月の初日において当該支給対象世帯に属する者

が一人であるときは、一万五千元)とする。

(認定)

第十三条 生活再建支援手当の支給を受ける権利の認定は、政令で定めるところにより、これを受けようとする者の請求に基づいて、市町村が行う。

2 第五条第二項の規定は、前項の請求について準用する。

(調査)

第十四条 市町村は、必要があると認めるときは、生活再建支援手当の支給を受けている者に対し、支給に關して必要な書類の提出を命ずることができる。

2 市町村は、正当な理由がなく前項の書類を提出しない者に対しては、生活再建支援手当の支給を一時差し止めることができる。

(支給の制限)

第十五条 生活再建支援手当は、被災世帯となるに至った事情が、当該被災世帯に属する者の故意又は重大な過失によるものである場合には、支給しない。

(準用規定)

第十六条 第六条から第九条までの規定は、生活再建支援手当の支給について準用する。

第四章 特別援護資金の貸付け

(特別援護資金の貸付け)

第十七条 府県は、基準日においてその区域内に居住していた被災世帯（これに属する者の平成八年の所得額の合計額が六百九十万円に満たないものに限る。）の世帯主に対し、生活の再建に資するため、特別援護資金を貸し付けることができる。

2 特別援護資金の一世帯当たりの貸付けの限度額は、三百万円とする。

3 特別援護資金の償還期間（三年の据置期間を含む。）は、十年とする。

4 特別援護資金は、延滞の場合を除き無利子とする。

5 府県は、特別援護資金の貸付けについて、担保（保証人の保証を含む。）を提供させないものとする。

(国の貸付け)

第十八条 国は、府県に対し、特別援護資金の貸付けの財源として必要となる金額に相当する金額を無利子

で貸し付けるものとする。

2 前項の貸付金の償還期間（据置期間を含む。）は、十一年とする。

（償還免除）

第十九条 府県は、特別援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は身体上若しくは精神上著しい障害を受けたため特別援護資金を償還することができなくなったと認められるときは、当該特別援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。

2 国は、府県が前項の規定により特別援護資金の償還を免除したときは、当該府県に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

（貸付金の償還）

第二十条 府県は、国からの貸付金の償還期間の終期前一年までの間は、特別援護資金の償還を受けたときに、政令で定めるところにより、償還を受けた金額（延滞利子に係る金額を除く。）に相当する金額を国に償還するものとする。

（政令への委任）

第二十一条 この章に定めるもののほか、特別援護資金の貸付方法、貸付条件その他特別援護資金の貸付け（これに係る国の貸付金の貸付けを含む。）に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 開業・継業支援資金の貸付け

（開業・継業支援資金の貸付け）

第二十二条 府県は、震災に起因して、失業し、又はその営んでいた事業の継続が著しく困難になった者のうち、当該府県にある被災市町村の区域内において事業を営み、又は営もうとする者に対し、開業・継業支援資金を貸し付けることができる。

2 開業・継業支援資金の貸付けの限度額は、千万円とする。

3 開業・継業支援資金の償還期間（三年の据置期間を含む。）は、十年とする。

4 開業・継業支援資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年二パーセントとする。

（準用規定）

第二十三条 第十八条、第二十条及び第二十一条の規定は、開業・継業支援資金の貸付け（これに係る国の

貸付金の貸付けを含む。)について準用する。この場合において、第二十条中「延滞利子」とあるのは、「利子及び延滞利子」と読み替えるものとする。

第六章 住宅再建資金の貸付け

(住宅再建資金の貸付け)

第二十四条 府県は、震災により、その所有し、かつ、居住する家屋が滅失し、又は損傷した者が、当該府県にある被災市町村の区域内において、当該家屋に代わるべき家屋を建設し、若しくは購入し、又は当該家屋を補修しようとする場合には、これらの者に対し、住宅再建資金を貸し付けることができる。

2 住宅再建資金の貸付けの限度額は、二千万円とする。

3 住宅再建資金の償還期間(五年の据置期間を含む。)は、二十年とする。

4 住宅再建資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年二パーセントとする。

(準用規定)

第二十五条 第十八条、第二十条及び第二十一条の規定は、住宅再建資金の貸付け(これに係る国の貸付金

の貸付けを含む。)について準用する。この場合において、第十八条第二項中「十一年」とあるのは「二十一年」と、第二十条中「延滞利子」とあるのは「利子及び延滞利子」と読み替えるものとする。

第七章 補則

第二十六条 国は、財団法人阪神・淡路大震災復興基金に対し、住宅建設資金の借入に係る利子補給その他震災により被害を受けた者の住生活の安定に資する事業及び事業資金の借入に係る利子補給その他震災により被害を受けた中小企業者の支援に関する事業に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律の一部改正)

第二条 阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律(平成七年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

- 二 阪神・淡路大震災の被災者に対する支援に関する法律（平成九年法律第 号）の施行に関すること。

理由

阪神・淡路大震災の被災者の生活の現状にかんがみ、被災者に対する特別支援金の支給、被災高齢者世帯等生活再建支援手当の支給、特別援護資金の貸付けその他被災者の生活再建を支援するための措置について規定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約八千億円の見込みである。